

## アクセス抑止方策に係る検討の論点（案）

## ＜検討・実施に当たっての基本的な考え方及び進め方について＞

論点 1：アクセス抑止方策の検討に際しては、インターネット上の海賊版の現状について関係者の共通認識のもとで議論を進めるべきではないか？

論点 2：インターネットの特徴や役割を踏まえて、あるべきネットワークの姿は何かを考慮しつつ議論を進めるべきではないか？

⇒・アクセス抑止方策を検討するに当たっては、基本的な考え方として、自律分散協調により維持されてきたシステムであるというインターネットの特徴、自由な情報の流通の確保によるイノベーションや表現活動の基盤としてのインターネットの役割を踏まえて、当該手法がこれらインターネットの特徴や役割にどのような影響を与え得るか等を念頭に議論を進めるべきではないか？

論点 3：具体的な方策の検討に当たっては、海賊版サイトにアクセスするユーザにとどまらず、多くのネットユーザにも影響があり得ることから、幅広いユーザの声に耳を傾け、ユーザの理解を十分に得て進めることが必要ではないか？

⇒・より効果的かつ効率的な実施方策は何か、想定される効果や影響のほか、必要となるコストや技術的課題についてもできる限り把握した上で進めることが必要ではないか？

論点 4：アクセス抑止方策の実際の導入に向けた詳細調整・実施は、民間部門において主体的・主導的に進められるべきではないか？

⇒・民間部門の各ステークホルダーが課題や現状についての認識を共有するとともに、相互理解の下で連携・協力して進めていくことが必要ではないか？

・公的部門は民間の各ステークホルダーの連携・協力、及び相互理解が進むよう、その後押しとなる支援を行うことが適当ではないか？

## <アクセス警告方式の実現に向けた検討課題>

「アクセス警告方式」とは、ユーザの同意に基づき、インターネット接続サービスプロバイダ（ISP）ネットワーク上で全てのユーザのアクセス先をチェックし、特定の海賊版サイトへのアクセスを検知した場合、「本当に海賊版サイトにアクセスしますか はい/いいえ」等の警告画面を表示させる仕組みを想定しています。

論点5：アクセス警告方式を何のために行うのか、どのような意味を持つのか等、実施の前提について議論すべきではないか？

⇒・ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法化されている場合とされていない場合とで、アクセス警告方式の意義、また、同方式を実施するプロバイダの役割等に相違があるか？

論点6：アクセス警告方式にはどのようなメリット・効果があると考えられるか？

⇒・アクセス警告方式の実現に向けた検討を行う前提として、海賊版対策の手法として、アクセス警告方式にどのようなメリットがあるのか整理する必要があるのではないか？

論点7：アクセス警告方式の実施の前提としての法的整理に関し、個別の同意が必要か、あるいは、包括同意で足りると整理することが可能か？

具体的には、インターネット接続サービスプロバイダ（ISP）がこれを実施するには、全てのユーザのアクセス先をチェックする必要があり、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める通信の秘密の規定との関係が問題となる。ISPが各ユーザの同意を得た上で実施すれば、通信の秘密の問題をクリアすることが可能であるが、この「同意」について、個々のユーザごとに個別に同意を得ること（＝個別同意）が必要か、あるいは、事前に約款等に記載することでユーザから包括的な同意を得ること（＝包括同意）をもって有効な同意があると整理することが可能か？

- ⇒・包括同意で足りると認められるのは、ユーザの同意に関する既存の類似の施策に係る法的整理に照らすと、通常ユーザであれば同意することが想定し得るケースであることが必要であると考えられることから、個別同意が必要か、包括同意で足りるかについて整理するに当たっては、ユーザのアクセス警告方式についての認識や意向をできるだけ幅広く把握した上で、それを踏まえて結論を出すことが適当ではないか？
- ・上記に加えて、契約約款等による包括同意を有効な同意とするためには、通信の秘密の性質や、ユーザの同意に関する既存の類似の施策に係る法的整理に照らすと、ユーザに将来不測の不利益が生じないように、①ユーザが、一旦契約約款等に同意した後も、随時、同意内容を変更（設定変更）できる契約内容であること、②同意（及びその変更）の有無にかかわらずその他の条件が同一であるなど、同意しないユーザの利益が侵害されないようにすること、③当該契約約款等の内容や、事後的に同意内容を変更（設定変更）できること及びその変更方法についてユーザに相応の周知や説明がされていること、等の条件を満たす必要があるのではないか？

#### 論点 8：アクセス警告方式に関する技術的な課題はあるか？

- ⇒・技術専門家の意見を聴取する等により、技術的な課題や実現可能性を明らかにする必要があるのではないか？
- ・アクセス警告方式として複数の手法が考えられるが（例えば、①DNSサーバ、②プロキシサーバ、③ISPのネットワーク機器等において通信を検知して警告画面を表示する手法等）、それぞれの技術面でのメリット・デメリットを整理することが適当ではないか？

#### 論点 9：アクセス警告方式の導入及び実施のためのコストについて、どのように考えるか？

- ⇒・ISP等の意見を聴取する等により、想定されるコストを明らかにする必要があるのではないか？

- ・アクセス警告方式として複数の手法が考えられるが、それぞれのコスト面でのメリット・デメリット及び負担の在り方を整理することが適当ではないか？

**論点 10：その他、導入に当たって、法的・技術的課題以外に検討すべき事項はあるか？**

## ＜その他アクセスを効果的に抑制するための方策に係る検討＞

その他、アクセスを抑止する方策として、端末側での対応策、具体的には、「アクセス警告方式」と同様の通信の検知や警告画面の表示を、ユーザの同意に基づき、ネットワーク側ではなくユーザの端末側で実施する方法も想定されます。

**論点 11： 端末側での対応策にはどのようなメリット・効果があると考えられるか？**

⇒ ・ 端末側での対応の実現に向けた検討を行う前提として、海賊版対策の手法として、端末側での対応にどのようなメリットがあるのか整理する必要があるのではないかと？

**論点 12： フィルタリング等の端末側での対応策はどのような方法が考えられるか？**

⇒ ・ アクセス警告方式は、ネットワーク側で警告画面を表示させる手段以外にも、既存のフィルタリング等の手法を参考に、端末側における複数の手法が考えられるのではないかと。

**論点 13： 端末側での対応策はどのような技術的課題があるか？**

⇒ ・ ネットワーク側での対応策と同様に、技術専門家の意見を聴取する等により、技術的な課題や実現可能性を明らかにする必要があるのではないかと？ 端末側での対応策として考えられる複数の手法について、それぞれの技術面でのメリット・デメリットを整理することが適当ではないかと？

**論点 14： 端末側での対応策の導入及び実施のためのコストについて、どのように考えるか？**

⇒ ・ ネットワーク側での対応策と同様に、ISP 等の意見を聴取する等により、想定されるコストを明らかにする必要があるのではないかと？ 端末側での対応策として考えられる複数の手法が考えられるが、それぞれのコスト面でのメリット・デメリット及び負担の在

り方を整理することが適当ではないか？

**論点 15：その他、端末側での対応策の導入に当たって、法的・技術的課題以外に検討すべき事項はあるか？**